

ネットワークの利用方法および妊孕能温存の適応基準

—がん治療を担当される妊孕性温存支援施設の医療者の方々へ—

《患者が妊孕能温存を希望する時》

適応の確認

担当されている患者の妊孕能温存の適応を確認して下さい。(ホームページ内“男性の皆様へ”、“女性の皆様へ”にあります男性、女性各々の化学療法および放射線療法の性腺毒性によるリスク分類を参照)

妊孕能温存施設への紹介

1. 妊孕能温存施設（生殖医療施設）へ直接紹介することを希望する場合

ホームページ内“関連施設一覧”より妊孕能温存施設の施設情報、および診療内容を確認し、下記の必要書類を用意の上、患者さんの希望する施設へご紹介下さい。尚、紹介状の雛形が必要であればホームページ内“医療者の皆様へ”より紹介状（雛形）をダウンロードしてお使い下さい。

2. KOF-net を利用しての紹介、もしくは KOF-net 医師への問い合わせ・相談を希望する場合

KOF-net 問い合わせ窓口（京大病院がんセンター内 がん相談支援センター TEL 075-366-7505）に連絡頂下さい。その際に紹介内容を FAX にてお送り下さい。尚、紹介状の雛形が必要であればホームページ内“医療者の皆様へ”より紹介状（雛形）をダウンロードしてお使い下さい。

2-1) 妊孕能温存施設の紹介のみ希望する場合

妊孕能温存施設へのコーディネートを行った後、施設、予約時間をがん治療担当医、および患者さんにご連絡いたします。その後、下記の必要書類を用意、持参の上で妊孕能温存施設へ患者さんを受診させて下さい。

2-2) がん・生殖医療を専門とする医師による説明、および妊孕能温存施設紹介を希望する場合

京都大学・産科婦人科・KOF-net 外来枠を予約し、そこで説明および施設の紹介を行います。患者さんが受診される際に下記の必要書類を持参できるようご用意下さい。

(必要書類)

- ・ 紹介状の原本
- ・ 血液型、感染症、凝固系など、一般的な術前検査にあたる検査の結果があればそのコピー
- ・ 腹部または骨盤の MRI や CT、PET などがあればその画像データ

※生殖医療実施の可否は妊孕能温存施設（生殖医療施設）で最終的に判断致します。

ネットワークの利用方法および妊孕能温存の適応基準

《配偶子凍結終了時》

妊孕能温存施設より直接、妊孕能温存支援施設（がん治療施設）へ連絡

がん治療担当医の先生へ妊孕能温存施設より妊孕能温存治療の終了報告・治療内容をご連絡します。
次回がん治療の為の患者受診日が未定の場合は受診日を御指示下さい。

《原疾患治療期間中》

妊孕能温存施設より患者の方々へ連絡

定期的に患者さんへ配偶子・胚の温存継続希望の有無の確認連絡を行います。

《原疾患治療終了後》

妊孕能温存支援施設（がん治療施設）から妊孕能温存施設へ連絡

初回治療終了時、妊娠を許可できる時、または患者死亡時は、担当した妊孕能温存施設へ御連絡下さい。

〈未受精卵子・胚凍結の適応〉

1. 女性で、がんに対する主たる治療前あるいは治療初期の患者で、治療により長期間生存が見込まれる症例ものの、卵巣機能不全・早発閉経が将来的に予想される患者。
2. 適応年齢：当該生殖医療施設の基準に順ずる（例：京大病院：初経発来～42歳以下）
3. 原疾患治療担当医師より許可が得られていること。
4. 原疾患以外の合併症に関して、合併症診療科医師から採卵が許可されていること。
5. 除外基準を満たさないこと。
6. 説明に基づいた同意が得られること（20歳未満の方は、本人ならびに親権者、またはそれに準ずる者の同意を原則とする。胚凍結には、体外受精にあたりパートナーの同意が必要）

【除外基準】

凍結時

- ① 診療の内容、支払いに関して同意が得られない患者
- ② 生殖担当医師が不相当と判断した患者（意識がない、全身状態や精神状態が著しく不良など）
- ③ 妊孕能温存治療のために現疾患の治療開始が遅延する患者

ネットワークの利用方法および妊孕能温存の適応基準

融解時（体外受精・胚移植 施行時）

- ① パートナーがいない場合
- ② 移植時に生殖年齢（例：京大病院：年齢 48 歳）を超える患者
- ③ 移植前に患者が死亡した場合
- ④ 胚凍結の場合で移植時にパートナーが死亡もしくは離婚した場合は、移植は行わない。死後懐胎児と父との関係について民法の法制において法律関係が生じる余地がない。以前の最高裁の判決にて、夫死後の懐胎児と父との親子関係は想定していないため、親子関係は認められないとの判決がある。

〈卵巣凍結の適応〉

1. 対象：女性で、がんに対する主たる治療前あるいは治療初期の患者。治療により長期間の生存がみこまれるものの、卵巣機能不全・早発閉経が将来的に予想される患者。また超音波検査及びMRI 検査などにより卵巣転移の可能性が無い、もしくは極めて低いことが予想される患者を対象とする。
2. 適応年齢：各施設の基準に順ずる（例：京大病院：0 歳 ～ 42 歳未満）
3. 原疾患治療担当医師より許可が得られていること。
4. 原疾患以外の合併症に関して、合併症診療科医師から卵巣摘出が許可されていること。
5. 除外基準を満たさないこと。
6. 説明に基づいた同意が得られること（20 歳未満の方は、本人ならびに親権者、またはそれに準ずる者の同意を原則とする。）

【除外基準】

凍結時

- ① 診療の内容、支払いに関して同意が得られない場合
- ② 生殖担当医師が不相当と判断した患者（意識がない、全身状態や精神状態が著しく不良など）
- ③ 卵巣への転移が疑われる症例（白血病を含む血液がん疾患など）
- ④ 本治療の為に原疾患の治療開始が遅延し、原疾患の予後に影響を与える場合

融解卵巣自家移植時

- ① 同意が得られない患者
- ② 担当医師が、原疾患が寛解ではないと判断した患者
- ③ 移植時に生殖年齢（例：京大病院：年齢 48 歳）を超える患者
- ④ 移植前に患者が死亡した場合

ネットワークの利用方法および妊孕能温存の適応基準

〈精子凍結の適応〉

1. 原疾患治療(手術、化学療法、放射線治療等)により造精機能低下が予想される患者
2. 説明に基づいた同意がえられること(20歳未満の者は、本人ならびに親権者、またはそれに準ずる者の同意を原則とする)

【除外基準】

- ① 診療の内容、支払いに関して同意が得られない場合
- ② 生殖担当医師が不相当と判断した患者(意識がない、全身状態や精神状態が著しく不良で自己採精も行えないなど)
- ③ マスターベーションによる採精ができないもの
- ④ 凍結前の評価にて無精子症、もしくは高度の乏精子症で凍結融解による回復が望めないもの。

ネットワークの利用方法および妊孕能温存の適応基準

-配偶子・胚の温存を担当される妊孕性温存施設の医療者の方々へ-

《患者が妊孕能温存を希望する時》

妊孕能温存支援施設（がん治療施設）から妊孕能温存施設への依頼

妊孕能温存支援施設（がん治療施設）から直接、もしくはネットワークを介して、患者の紹介依頼をいたします。依頼がありました際は、妊孕能温存の可否をご判断の上、受診日、時間を決定し、お知らせ下さい。ネットワークを介する場合は、ネットワークから治療担当医および患者への連絡を行います。

※生殖医療実施の可否は各施設の基準に照らし合わせ最終的な判断を行って下さい。

《配偶子凍結終了時》

1. がん治療施設および KOF-net への連絡

がん治療担当医の先生および KOF-net へ妊孕能温存治療の終了・治療内容をご連絡下さい。KOF-net への連絡の際はホームページ内“医療者の皆様へ”より登録票をダウンロードし、妊孕能温存治療内容を記載した後、事務局まで FAX もしくは郵送下さい。

2. 妊孕能温存支援施設（がん治療施設）の受診指示

次回がん治療の為の患者受診日が未定の場合は受診日を伺い、患者へがん治療担当医への受診を指示して下さい。

《原疾患治療期間中》

患者さんへ連絡

各施設において定期的に患者さんへ配偶子・胚の温存継続希望の有無の確認連絡を行って下さい。

《原疾患治療終了後》

初回治療終了時、妊娠を許可がおりた時、または患者死亡時は、妊孕能温存支援施設より連絡があります。

KOF-net へ連絡

1. 妊娠希望で患者さんが来院された際、妊娠の帰結が判明した際はご連絡下さい。
2. 配偶子の破棄を希望された際も KOF-net へご連絡下さい。